2026 年 9 月 25 日

GL 運用面見直し WG
④ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
A）ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保				
1	「非正規住民も対象とする」P7	非正規住民の把握と定義 過去のプロジェクトにおいて、非正規住民をどのように把握し、ステークホルダー協議への参加を促してきましたか？ また、「非正規」の定義は？（例えば、「土地の権利を持たず、公用地に違法に居住・占有している者」を指しますか？） 上記の定義のなかに簡易な店舗を営む者（例えば、沿道やフェリーターミナルでパラソルを立てて物を売っている商店主など）も「非正規」の定義に当たりますか？（質）	小椋委員	これまで人口センサス調査を通じて非正規住民を把握してきました。また、ステークホルダー協議には、非正規住民を含め、幅広いステークホルダーが参加できるよう、相手国等に働きかけており、非正規住民が社会的弱者に該当する場合には、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるように配慮するよう、相手国等を支援しています。 非正規住民の定義については、世銀 ESS5 para 4(d)の規定を踏まえ、案件ごとに判断しています。
2	22	コメント:「JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしていることが確認される場合には、オンライン等の対面によらない方法のみによる協議も、ステークホルダー協議として活用し得る」とあるが、「双方向の意見交換」を実現するには、オンライン等の対面による方法しか、想像できない。 質問：例えば、どのような方法がありますか？（質・コ）	清水谷委員	JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしている限りにおいては、多数の利用者とのつながりや情報発信・共有を主な機能とする SNS（X、Instagram、Facebook 等）や、特定の相手またはグループとの非公開・限定的な通信を主目的とする個人通信アプリ（LINE、WhatsApp 等）を介した方法も想定しています。
3	22	「相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。」の記述に関して、以下の通りコメントする。 ・JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしていることを確認できるように、あらかじめ、チェックリス	清水谷委員	ご意見参考にいたします。 一方、JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件については、別紙 5「3. 意味ある協議」に整理されていると考えています。また、以下 No. 8 のご意見を踏まえ、社会的な弱者への配慮も要件に加えたいと考えています。この点についても、別紙 5「4. 社会的な弱者への配慮」に整理されていると考えています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		トを作成することを希望します。それを活用することで、具体的なステークホルダー協議がJICAガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしていることを記録し・確認することができます。（コ）		
4	P.10	このアンケートに書かれている「難航している」とは、どのような状況なのか、また、「対面開催以外の方法」とは、どのような具体的方法が想定されているのか、どちらについても可能な範囲で説明してください。（質）	阿部委員	当該アンケートへの回答において念頭に置かれている相手国法制度では、環境アセスメント報告書作成後、必要に応じた公聴会実施が義務付けられています。一方、環境アセスメント報告書作成段階では、同報告書の概要等を指定場所で公衆の閲覧に供し、住民が意見又は異議を登録できるようにする行政手続で足りるとされています。このように、同国法上は対面会議や双方向の意見交換が常に求められているものではないことから、JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件との間に差異が生じる場合があります。
5	P.22	ステークホルダーの協議への参加促進のために、「SNS 等のデジタル技術」と「地元 NGO 等を活用した多様な周知・参加手段」を、積極的に採用するとよいと考えます。「SNS 等のデジタル技術」の採用においては、「SNS 等のデジタル技術」へのアクセスと利用における経済的、技術的、心理的側面の難易度が、ステークホルダーの属性ごとに違うことに配慮が必要と考えます。また、「地元 NGO」には、女性や社会的弱者をターゲット・グループにしている NGO を含めて、これらの人々にも情報が届くようなアプローチを検討するべきです。 対面に代わる方式によるステークホルダー協議においても、ステークホルダーの参加促進と、双方向の「意味のある協議」を確保し、参加者が意見を述べやすく、また意見が公平に扱われることが重要であると考えます。これらの重要点を実現するために、使用するツール（例：リモート協議の場合のアプリや、SNS のプラットフォーム）へのアクセスと利用上の技術的、心理的難易度等には、ステークホルダーの属性ごとに違いがある点に配慮して、ツール選択が行われるべきと考えます。（コ）	阿部委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
6	P22	ステークホルダー協議において、地域の実情に応じ、SNS 等を活用した多様な周知・参加手段により幅広い参加を確保するとの考え方に賛成します。（コ）	鈴木（克）委員	コメントありがとうございます。
7	P22	「相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。」との方針については基本的に賛成します。なお、スコーピングの結果に関連して混乱が生じないように配慮することが大切と考えます。（コ）	鈴木（克）委員	コメントありがとうございます。
8	P22	2 つ目の✓において、「JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件、、、」とあるが、意味ある協議の要件のみでよいのか？社会的弱者の関与やそれらの効果的な把握などの要件が含まれる必要があるのではないか？（コ）	林委員	コメントありがとうございます。いただいたご指摘を踏まえ、「相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、JICA ガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。」と運用方針 A）を修正したいと考えます。
9	P22	3 つ目の✓、同様に、意味ある協議の要件は、もう少し広い視野で捉える必要はないのか。（コ）	林委員	コメントありがとうございます。いただいたご指摘を踏まえ、「JICA ガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合には、オンライン等の対面によらない方法のみによる協議も、ステークホルダー協議として活用し得る。」と運用方針 A）を修正したいと考えます。
10	スライド 10	ステークホルダー協議の対面開催を難しくしている相手国法制度の事例をお示しください。（質）	二宮委員	上記 No. 4 の回答をご参照ください。
11	スライド 13,14	相手国法に基づくステークホルダー協議をスコーピング段階の協議として位置付けるに当たり、議事録の分析等を通じて、JICA ガイドラインが求める要件とのギャップを検証する際に、重大な課題が確認された場合は、改めてステークホルダー協議を実施するという対応でしょうか。他に検討されている対応があるでしょうか。（質）	二宮委員	ご指摘のとおり、改めてステークホルダー協議を実施するよう、相手国等に働きかけることを想定しています。
12	スライド 3,14,22	相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議をスコーピング段階の協議と位置付ける際のギャップの検証に際して、意味ある協議の要件を満たしているかを確認	二宮委員	上記 No. 3 の回答をご参照ください。

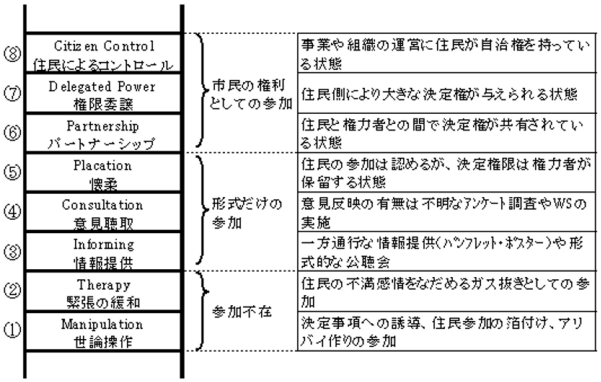
NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		するためのチェックリストのような者があると良いと思います。例えば「十分な期間を確保した事前周知、ステークホルダーの特定、協議内容、住民意見への回答及び事業計画への反映状況等」とありますが、適切な規模で、全員が発言しやすいような「協議環境」が確保されていたかも重要な要素であり、簡易なリストがあると確認がしやすいと思います。（コ）		
13	P22	✓の 1 つ目に関して。インド国ベンガルール・メトロ建設事業の例で提示していただいた SNS の活用による事例は幅広い参加の確保に向けた工夫としての好例と思われます。他にも「SNS 等のデジタル技術」の活用に関する情報が（JICA、他機関を問わず）あれば共有いただけるとありがたいです。（質）	柴田委員	JICA 事業では、ブータン国水力発電開発事業や、インド国ムンバイメトロ 11 号線建設事業でも、WhatsApp を通じたステークホルダー協議の周知が行われています。また、世銀や ADB においても、新型コロナウイルス感染症による移動制限を契機に、SNS 等のデジタルプラットフォームを通じた協議や意見聴取を行っている事例があります。
14	P22	✓の 3 つ目に関して。「JICA ガイドラインが求める意味ある協議の要件」の明確化について、十分条件でなくとも、必要条件をある程度整理できると、実際の運用がスムーズになると思われます。特に必要な条件となりそうな点をリストとしてみました。「別紙 5 3.意味ある協議(1)-(5)」で十分かもしれませんが。 ・地域特性を踏まえ、かつ十分な期間を確保した事前の周知の実施 ・事業特性と意思決定の熟度に応じた情報の開示の実施 ・非正規居住者、社会的弱者の存在に留意した現地ステークホルダーの参加 ・双方向性を確保し意味ある参加を実現するコミュニケーションの実施 ・以上のプロセスに関する記録と意見の計画への反映（コ）	柴田委員	上記 No. 3 の回答をご参照ください。
15	P7	現地ステークホルダーの範囲について、FAQ「誰をステークホルダーとするか」についてコメントです。今回の運用見直し②で議論した「不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響」の影響を受ける個人・団体・現地 NPO について、扱	柴田委員	コメントありがとうございます。 不可分一体の事業に係るステークホルダー協議は、原則として当該事業の事業者が実施するものと考えます。JICA は、その実施状況や内容を確認し、必要に応じて、追加的な情報収集や協議等の対応

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		いが必ずしも明確でない印象を受けています。特に不可分一体事業の潜在的被影響者は、JICA の協力事業とは異なる地域、時期で特定され、協議に参加することになるケースが想定されます。また、派生的・二次的影響、累積的影響については、影響範囲が必ずしも事業対象地に限られず離れた場所、地域が対象になる場合もありますし、計画の熟度が上がり影響評価の分析が進むことで判明する場合も考えられます。これらの「不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響」の影響を受ける個人・団体・現地 NPO をステークホルダー協議の対象とする場合の考え方を整理する必要があるように思われました。（コ）		を求めることが考えられます。 派生的・二次的影響および累積的影響を受ける個人・団体・現地 NPO 等については、ステークホルダー分析や影響評価を通じて、影響の内容、範囲および程度に応じて特定し、ステークホルダー協議の対象とすることが基本です。ただし、案件形成の初期段階ですべての影響やステークホルダーを把握できるとは限らないため、計画の具体化や影響評価の進展に応じて特定結果を見直し、新たに把握されたステークホルダーに対しては、事業実施段階を含め、適切な時期に追加的な情報提供、協議その他の対応を行うことが必要と考えます。
16	P5 (4)	面談は対面である必要はないが、可能な限り「個別」形式とすべきである。（コ）	東（佳）委員	コメントありがとうございます。現在も、社会経済調査の個別アンケートやフォーカスグループディスカッション等を通じて、社会的弱者等に配慮した協議が行われるよう、相手国等への支援を図っています。
17	P5 (3)	多くの開発独裁国では、質問を投げかけること自体が相手に不利益・迷惑を及ぼしうる（いわゆる「聞くことの暴力」）。これは Chambers の指摘する「上への説明責任が下への説明責任に優先する」構造、すなわち援助機関が住民よりもドナーへの説明責任を優先しがちであるという現実を踏まえたものである。時間を要しても、オンラインや SNS を活用した個別対面調査を実施すべきではないか。（質）	東（佳）委員	上記 No. 16 の回答をご参照ください。
18	P7	非正規住民の定義は相手国により異なるが、一般には「住民票を持たない者」を指すと考えられる。ただし、いわゆる「サクラ」（やらせの回答者）が紛れ込んでいる場合、それをどう見抜くのか。（質）	東（佳）委員	ステークホルダー協議は、幅広い関係者が参加できる場として設けることが基本です。そのため、参加の自発性や意見の代表性に疑義がある方についても、その参加を事前に制限し、又は個別に判定して除外することは、実務上困難であり、正当な参加者を排除するおそれもあります。 このため、特定の参加者を排除するのではなく、公開協議、個別面談、フォーカスグループディスカッション等を組み合わせ、得られた意見をセンサス調査や社会経済調査、現地の状況等と照合の上で、各意見について、事業影響との関連性、根拠及び他の情報との

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				整合性を踏まえ、総合的に判断することが適当と考えます。
19	P10 P15	「対面開催以外の方法」には、周知目的だけでなく、相手国で最も一般的に用いられているSNSの個人通信手段も選択肢に含めるべきである。（コ）	東（佳）委員	ご意見参考にいたします。
20	p.22	SNS 等のデジタル技術や地元 NGO 等を活用した多様な周知・参加手段を用いることは積極的に進めていただきたいと考えます。また、意味ある協議の要件を満たす場合にオンライン等の対面によらない方法を活用することについても異議はありません。一方で、「幅広い参加」を確保するためには、参加者数や参加手段の多様性だけでなく、誰が協議に参加できていないのかを把握する視点が重要であると考えます。協議参加者の構成を確認し、参加していない、あるいは参加しにくいステークホルダーがいないかを検討した上で、必要に応じて追加的な周知や意見聴取を行うことを運用方針に明記してはどうでしょうか。（コ）	東（智）委員	コメントありがとうございます。ご指摘いただいた点は、運用方針B）に反映されています。
21	p.22	相手国法制度に基づき既に実施された協議を活用する場合、「意味ある協議」の要件を満たしていることを、どのような情報・方法によって確認するのでしょうか。（質）	東（智）委員	インド国パトナメトロ建設事業での議論も踏まえ、既に実施された協議の議事録の分析、関係者への追加的インタビューの実施等による確認を想定しています。
22	10、13、14、15、22	今回の 2 事例及びアンケートで示された意見（デジタル技術を活用したステークホルダー協議の実施）を踏まえ、以下について確認したいです。 1.「JICA ガイドラインと相手国法制度とのギャップ」について 具体的にどのような案件・状況において、どのような法制度上の要件と JICA ガイドライン上の要件との間に齟齬が生じ、その結果としてステークホルダー協議の実施にどのような支障が生じているのか、具体的な箇所を確認していただけますでしょうか。 2. デジタル技術を活用したステークホルダー協議についてパトナメトロについては、実施機関が先行して実施した PC	石田委員	1. 上記 No. 4 の回答をご参照ください。 2. デジタル技術を活用したステークホルダー協議については、新型コロナウイルス感染症等に伴う集会・移動制限や治安上の制約に加え、事業対象地域が広域に及ぶ場合又は遠隔地にある場合のアクセス上の課題、会場の収容人数に起因する対面会合への参加者数の限界、女性、若者、高齢者、移動労働者等が抱える時間的、地理的又は社会的な参加制約などを背景として、その実施に対するニーズが示されています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		がJICAガイドライン上のステークホルダー協議に相当するかどうかを分析するということであり、ベンガルールについては、周知方法に関する事例と理解しています。 一方、今回のアンケートで示されているのは、ステークホルダー協議そのものをデジタル技術（例えばリモート会議等）によって実施することへの要望と理解しています。このような要望について、これまでどのような案件・場面で、どのような背景や経緯からリクエストが出されているのか、具体的な事例があれば確認していただけますでしょうか。 このような具体的な事例を確認した上で、今後の検討の方向性としては、対面開催以外の方法についても、単にオンライン化するということではなく、当該案件・地域において、どのような方法であれば幅広いステークホルダーが参加し、適切な情報提供、自由かつ双方向の意見交換及び意思決定への反映を確保できるのか、具体的な方法や工夫についても検討する余地が残されているように思います。この点は、B の論点とも深く関わるのではないでしょうか。 その上で、法制度上の要件と「意味ある協議」の確保との両立が難しい場面について、案件の特性や地域の実情に応じた対応方法を整理することが、必要ではないでしょうか。 オンラインによる参加は、参加機会を広げる上で有効な手段となり得る一方、その実効性については丁寧に事前に検討することが重要と考えます。すなわち、実際に幅広いステークホルダーから意見を把握できるのか、また、特に意見を聴取する必要がある層から、その方法・環境で十分に意見を聴くことができるのかについて、案件・地域の実情に応じて確認した上で、その方法を選択することが望ましいのではないでしょうか。（質・コ）		
B）女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保				

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
23	「B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保」P23	ステークホルダー協議のあり方と実効性の検証：意見聴取の後のフォローについて 過去のプロジェクトにおいて、どういった工夫をして女性や障がい者、低カースト層の方（以下、「社会的弱者」といいます。）をステークホルダー協議への参加を促してきましたか？（「フォーカスグループ」がこれに当たると思われますが、他には？） また、社会的弱者の方の意見が実際に反映されたプロジェクトの事例はありましたか？（例えば、「障がい者の意見でバリアフリーの歩道が整備された。」など）（質）	小椋委員	過去のプロジェクトでは、女性、障害者、高齢者、貧困層等の社会的弱者の参加を促すため、ステークホルダー協議に加え、対象者別のフォーカスグループディスカッション、戸別訪問、個別・少人数協議等を実施しています。また、新聞、ウェブサイト、SNS、SMS、WhatsApp 等による周知だけでなく、社会的弱者に対して直接参加を呼びかける、現地語で説明する、参加者が少なかった地域では再協議を行う、といった工夫も行われています。 インド国ベンガルール・メトロ建設事業では、女性世帯主、障害者、高齢者、貧困者等を対象別に分けて協議し、それぞれのニーズを把握しました。その結果、例えば以下の対応方針が示されています。 • 障害者の意見を踏まえ、駅や関連施設にバリアフリーなアクセスを導入する。 • 高齢者の意見を踏まえ、工事中も生活必需施設への迂回路やバリアフリーなアクセスを確保する。 • 女性世帯主、障害者、貧困者等に対し、移転・生計回復支援を優先的に提供する。
24	「B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保」P23	ステークホルダー協議のあり方と実効性の検証：カースト制の残っている国におけるステークホルダー協議の実効性の検証 低カースト層の方がフォーカス・グループ・ディスカッションへのアクセスを容易にする工夫如何？ カースト制のある国にあっては、高カーストの有力者が低カースト層の社会的弱者をステークホルダー協議から意図的・構造的に排除すること、また、文化的・構造的な背景から、低カースト層が発言するのを躊躇することを防ぐため、対象を絞った小グループによるフォーカス・グループ・ディスカッションが有効とされています。	小椋委員	低カースト層を対象としたフォーカスグループディスカッションは、発言しやすい環境を確保するための選択肢の一つと考えます。ただし、過去の事業では、必ずしもカースト別にステークホルダー協議やフォーカスグループディスカッションを実施してきたものではありません。また、低カースト層のみを対象として参加者を区分することが適切かについては、個別案件の状況を踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。 過去の事業では、社会的に脆弱な立場にある住民への補償や生計回復支援等が検討された例はありますが、低カースト層の意見と対応策の関係をカースト別に整理、検証してはいません。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		しかしながら、文化的・構造的な背景から低カースト層の方がフォーカス・グループ・ディスカッションに参加すること自体を躊躇され、人数が集まらないことがあるのではないでしょうか？ 上記の質問と同様に、過去の事業において、低カースト層の方の意見が反映されたプロジェクトの事例はありましたか？（例えば、生計回復プログラムの実施など・・・）（質）		
25	「B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保」P23	意見聴取の後のフォローについて  ステークホルダー協議実施の確認に留まらず、ステークホルダー協議で聴取した意見がプロジェクトにどの程度反映されたのか振り返りが必要ではないでしょうか？ （参考）アーンシュタインの「市民参加の梯子」 アメリカの社会学者 Arnstein（1969）は、市民参加のあり方を梯子に見立て「市民参加の梯子」を提唱しています。JICA ODA のステークホルダー協議がここでいう「形式だけの参加」になっていないか懸念します。（コ）	小椋委員	コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、ステークホルダー協議については、協議を実施したことの確認にとどまらず、寄せられた意見が事業計画等にどのように反映されたのかを確認することが重要と考えています。 このため、各案件の DFR 段階において、ステークホルダーから寄せられた意見への対応状況や、事業計画等への反映状況を確認しています。また、協議における実施機関からの回答や、意見を踏まえた事業計画等への対応については、協議議事録またはその要約として調査報告書に掲載し、JICA ウェブサイトで情報公開しています。
26	23	ページ23における記述の全てが適切な内容であると考えます。しかし、相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、このページで記載された内容が適切	清水谷委員	上記 No. 8 の回答をご参照ください。なお、チェックリストの活用については、上記 No. 3 の回答をご参照ください。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		に実施されるかどうかについては、疑問が残る。よって、相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議については、更なる具体的な約束事項を設定する必要があると考えます。例えば、チェックリスト作成し、確認していくなどの手続きを明示することも重要である。（コ）		
27	23	「ステークホルダーの特定及び分析に当たっては、ジェンダー、年齢、所得、民族、障害等の属性を個別に確認するだけでなく、複数の属性が重なることにより生じる情報へのアクセス、参加及び意見表明上の障壁を把握し、対象者の状況に応じて差別化された措置を講じることが望ましい。」とあるが、「差別化された措置」でなく「区別した措置」とすべきでは。（コ）	長谷川委員	ご指摘の趣旨を踏まえ、運用方針 B）を修正しております。
28	p.23	「女性や社会的弱者の実質的な参加と意見表明を確保」のための「適切な手法」を効果的に実施するには、能力の高い地元 NGO の活用が必要な場合が多いと考えます。そのような場合には、例えば NGO の選定に始まり、NGO による成果物提出までには一定の時間が必要であるなど、時間その他のリソースが必要になるため、これら必要なリソースの配分が適切に行われるとよいと考えます。（コ）	阿部委員	ご意見参考にいたします。
29	P23	世界銀行での実践に際し最も苦労したことが、社会的弱者の意見をどう的確に聴取するかでした。ステークホルダー協議を実施しても、コミュニティリーダーや政府からのバイアスにより、発言を封じられるケースが見られ、ステークホルダー協議の結果と世銀スタッフによる個別の現地住民ヒアリングの結果とが乖離するケースが見られました。そのようなバイアスを防ぐために、フォーカスグループ・ミーティングを含め、どのような配慮がなされてきたのでしょうか？（質）	鈴木（克）委員	上記 No. 23 の回答をご参照ください。
30	P23	社会的弱者の意見を的確に聴取するためには、フォーカスグループ・ミーティング、NGO 主催のクローズド・ミーティング等に加え、対面でないオンラインでの意見提出とそ	鈴木（克）委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		れに対する回答なども認めるような柔軟な対応が重要と考えます。（コ）		
31	P23	道路建設等の事業に関連し、非正規居住者あるいは非正規に営業活動を行っている者の定義に関しては、一方でなるべく幅広に認めることが好ましいと考えますが、他方で、プロジェクトの確定後に補償目的で流入する者を排除することも重要です。そのために、どのような措置が講じられているのでしょうか？（質）	鈴木（克）委員	カットオフデートの宣言により、非正規居住者や非正規占拠者については補償資格の基準日を定め、公に周知することとなっています。その基準日以降に占拠した住民は正当な理由なしには補償資格が認められず、相手国等によりそのような流入を制限する取り組みが行われます。なお、ステークホルダー協議の参加において制限を設けることは一般的には好ましくないと考えます。
32	P23	P16 のバングラデッシュの例の論点に記載されているように、女性等社会的弱者の実質的な参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるように、の表現の方がよいのでないか。（コ）	林委員	コメントありがとうございます。ご指摘を踏まえ、運用方針 B）を修正しております。
33	スライド 17	運用見直しにおけるポイントの表現は女性に限定するのではなく、例えば特定の民族グループなど広く社会的弱者を含む表現に修正した方が良いのではないでしょうか。（コ）	二宮委員	コメントありがとうございます。ご指摘を踏まえ、運用見直し検討におけるポイントを修正しております。
34	P4(2) P7	女性（特に寡婦、女性世帯主）に統一してはどうか？（コ）	東（佳）委員	コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、社会的弱者に該当しない女性も存在すると考えますが、寡婦や女性世帯主以外にも社会的弱者に該当する女性は存在すると考えますので、どのような女性が社会的弱者に該当するかは、個別案件の状況等を踏まえて判断いたします。
35	P7	「障害」ではなく「障がい」の表記に統一すべきではないか。（コ）	東（佳）委員	ご意見参考にいたします。
36	P16-17	バングラデシュにおける女性への聞き取り調査は、当然「女性」調査員が担当しているのか。（質）	東（佳）委員	バングラデシュを含め、各国の社会・文化・慣習等に沿って適切な形で実施されております。
37	p.23	それぞれの状況に応じた意見聴取手法の活用や、複数の属性が重なることによって生じる障壁を把握し、交差性に配慮した対応を行うことが運用方針に盛り込まれたことは評価できます。一方、こうした配慮が、参加者の属性や人数を	東（智）委員	各案件の調査において、社会的弱者を対象としたフォーカスグループディスカッション等の要否も含め、適切な協議方法を検討し、相手国等による協議の実施を支援しています。協議の開催は、案件や地域の特性を踏まえつつ、可能な限り広く周知され、またフォーカ

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		確認する形式的な対応にとどまらず、実際の調査設計や意見聴取の方法に反映されることが重要であると考えます。JICA は、案件ごとにどのような社会的・文化的背景や参加上の障壁が把握され、それに応じてどのような手法が採用されたのか、さらにその手法によって実質的な参加・意見表明が確保されたのかを、どのように確認することを想定していますか。（質）		スグループディスカッション等の開催は、対象住民に対して十分な時間的余裕をもって情報が提供されるよう、相手国等を支援しています。
38	p.16-17	論点 B の関連案件として挙げられているバングラデシュ国チョットグラム－コックスバザール幹線道路整備事業では、2022 年の助言において、RAP 実施段階で女性の意見や認識を効果的に把握するためのフォーカスグループディスカッションの実施を実施機関に申し入れることとされています。資料 p.17 では、女性のみを対象としたフォーカスグループディスカッション等の手法を「採用した」とされていますが、その後実際にどのような意見聴取が実施され、そこで把握された女性のニーズ、懸念及び認識が RAP や事業実施にどのように反映されたのでしょうか。（質）	東（智）委員	ご指摘の事業は現在詳細設計中であり、実施段階におけるステークホルダー協議（フォーカスグループディスカッションを含む）は今後実施予定です。このため、p. 17 の運用見直し検討におけるポイントの表現を調整しています。
39	23	論点 B の運用方針には同意します。 以前から、現地での調査では、調査対象として把握しにくいグループ（例えば、やや遠隔に居住する人々）に対して個別に調査を行うなどの工夫がされてきたと認識しています。また、女性や社会的に脆弱な立場にある人々の声を聴くために、FGD などを活用する試みも積み重ねられてきたように感じています。 こうした現場での実践や工夫が積み重ねられてきたことを踏まえ、それらを今回の運用方針の中に正式に位置づけていただくことは、歓迎したいと思います。（コ）	石田委員	コメントありがとうございます。
40	16、17	RAP の実施段階において、当該国のジェンダー規範のために女性から直接意見を聴取することが難しいことに配慮し、フォーカスグループディスカッションを申し入れた点は、良い事例であると考えます。	石田委員	コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、直近ではインド国ベンガルール・メトロ建設事業やインド国ムンバイメトロ 11 号線建設事業でも、女性や高齢者、障害者等の社会的弱者を対象としたフォーカスグループディスカッションを実施しております。これ

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		また、フォーカスグループという手法を用いて幅広い層から意見を聴取した事例は、過去の他のプロジェクトにもあったと記憶していますので、必要に応じて、こうした事例についても参照されるとよいのではないでしょうか。調査期間や利用可能な資源に制約の多い現場において、比較的簡便でありながら、効果的に人々の意見を聴取するための方法を検討する上で、参考になるものと思います。 一方で、過去の案件において、フォーカスグループを実施する際に、男女が同じグループに含まれているなど、属性の異なる人々が一緒に議論している例も散見されます。フォーカスグループを実施すること自体が、必ずしも参加者が自由に意見を表明できることを意味するものではなく、当該国・地域のジェンダー規範や社会的関係、その他の属性による力関係等によって、発言のしやすさが異なる場合もあると考えます。 現場での実施上、参加者を属性ごとに分けることが難しい場合もあるとは思いますが、女性や社会的弱者が安全に、安心して、自由に意見を表明できる環境をどのように構築するかという観点から、参加者の属性や組み合わせを含め、今後も丁寧に検討していただければと考えます。（コ）		ら事例も参考にしつつ、案件や地域の特性を踏まえ、社会的弱者の意見を実質的に聴取する工夫をしてまいります。
41	資料22、ガイドライン3、32	途上国の事業現場では、社会的・経済的な格差、ジェンダー、民族・少数者としての立場、情報へのアクセス、行政や事業者との力関係等、ステークホルダー間の関係性に大きな差がある場合があります。このような状況では、形式的に同じ場を設定して意見を聴取したとしても、必ずしも幅広いステークホルダーの「意味ある参加」が実現するとは限りません。 したがって、「意味ある参加」を確保するためには、誰をステークホルダーとして把握するか、誰が参加しやすいか、誰が参加しにくい立場にあるか、また、参加することによって不利益を受ける可能性がないか等についても考慮し、基本	石田委員	コメントありがとうございます。JICA ガイドライン 2.5.2.に「JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。」と規定されており、幅広いステークホルダーの意味ある参加のみならず、事業実施の前提として、基本的人権を尊重することになっていると理解しております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		的人権の尊重を参加の前提条件として位置づけることが重要ではないでしょうか。 この観点から、「基本的人権の尊重」と「幅広いステークホルダーの意味ある参加」を別々の要件として捉えるのではなく、基本的人権の尊重に則り、多様なステークホルダーがそれぞれの立場から参加できる条件を整えることによって、はじめて意味ある参加が成立するという関係性を、運用上も意識することが重要と考えます。（質・コ）		
C）スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期				
42	「C) スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期」P24	スコーピング段階の住民移転計画(RAP)の作成について WG の前に現地ステークホルダー協議を実施することで PAPs の要望する補償内容や水準が大まかにわかるのであれば、住民移転計画(RAP)の Entitlement Matrix への反映の可否を検討し（過大要求なのか、生計回復に必須の補償なのか）、PAPs の要求との乖離を少なくすることができるのではないでしょうか。（コ）	小椋委員	コメントありがとうございます。スコーピング段階では、相手国法と JICA ガイドラインとの乖離等を確認するとともに、住民移転の規模や特性を把握することが重要です。補償内容、水準及び Entitlement Matrix については、その後の RAP 調査及び相手国等との協議を踏まえて RAP 案を作成する過程で具体化するものであるため、一般的には、スコーピング段階で詳細な情報を提供することは困難であると考えます。
43	24	ワーキンググループ前に第 1 回ステークホルダー協議を開催する場合、ステークホルダーに提示する事業計画の資料は、実施機関が作成した素案であると考えられるが、その後、ワーキンググループ時に共有される資料は、ステークホルダー協議に使用有れた資料なのか、それとも、ステークホルダー協議での意見を反映して、修正された資料となるのか、どちらでしょうか？（質）	清水谷委員	第 1 回ステークホルダー協議の後にスコーピングワーキンググループを開催する場合には、同協議の結果が反映された資料をワーキンググループに共有することを想定しています。
44	24	第 1 回ステークホルダー協議の後に、ワーキンググループを開催する場合、ワーキンググループで共有される資料に、第 1 回ステークホルダー協議でのアウトカムが含まれることになるでしょうか？（質）	清水谷委員	原則として、第 1 回ステークホルダー協議の後に、ワーキンググループを開催する場合、ステークホルダー協議の結果をスコーピングワーキンググループ資料に反映することを想定しています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
45	24	GL の運用は、「柔軟性を保持する」ことが重要と考えます。よって、24 ページにて記述された方針案については、基本的に賛成である。（コ）	清水谷委員	コメントありがとうございます。
46	24	第 1 回ステークホルダー協議の後に、ワーキンググループを開催する場合、その順序メリットを最大化させるために、ステークホルダー協議でのアウトカムをワーキンググループで共有することがのぞましい。これにより、最新の情報に基づいて、ワーキンググループの協議がなされる。（コ）	清水谷委員	ご意見参考にいたします。
47	24	スコーピング・ワーキンググループの一つの役割が環境社会配慮調査 TOR への助言とするならば、以下の JICA ガイドラインの規定から、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議は当該ワーキンググループ前に実施されることが原則と考える。 「～協力準備調査の実施に先立ち、～現地踏査及びステークホルダーからの情報･意見の収集を行い､その結果を TOR に反映させる。」(GL-p.14,3.1.2.3) 「現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。」(GL-p.19,3.3.2.3) ちなみに、日本国内のアセスではスコーピング結果を示す方法書を市民に開示･説明した後に、それらへの反応や対応も踏まえての審査会を行うことが通常かと思われる。（コ）	長谷川委員	コメントありがとうございます。
48	P.24	第 1 回現地ステークホルダー協議がワーキンググループ実施に先行したが、ワーキンググループからの助言を踏まえて調査方針又は代替案に重要な変更が生じた場合には、重要な変更が現地ステークホルダーに十分理解されるように、改めてスコーピング段階の現地ステークホルダー協議を開催することが望ましいと考えます。 改めての開催の場合は、ステークホルダーの重要な変更についての理解を確保した上で、各種リソースの効率的な使	阿部委員	コメントありがとうございます。ご指摘の「重要な変更」に相当する場合としては、第 1 回ステークホルダー協議で議論した代替案が助言委員会からの助言を踏まえて大幅に変更される場合等が考えられるかと思いますが、そのような場合には、ご指摘のとおり、改めてステークホルダー協議を開催することが妥当と考えます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		用を図るべきです。例えば、協議の部分的なリモート開催やSNS の補完的利用などです。 しかし、やむを得ずステークホルダーへの説明のみを行う場合は、重要な変更の内容がステークホルダーに十分に理解されるように、効果的な説明方法の選択と、説明後に被説明者の理解度の確認、さらに理解度に応じてフォローアップの説明を行うとよいと考えます、（コ）		
49	P24	P24 の 2 つの✓に賛成します。世銀等は、基本的にステークホルダー協議を早期に実施することが好ましいとしています。そのような観点からは、適切に行われるのであれば、WG 前に現地ステークホルダー協議を行うことを認めるような柔軟な対応が適切と考えます。 ただし、WG の助言を踏まえて調査方針または代替案の内容に重要な変更が生ずる場合も想定されることから、そのような場合には補足的なステークホルダー協議を行うなど、ステークホルダーに対して過度の負担にならないような配慮を行うことも重要と考えます。（コ）	鈴木（克）委員	コメントありがとうございます。
50	P24	1 つ目の✓の一つ目の「ワーキンググループ」を「スコーピングワーキンググループ」に変更する。その後のワーキンググループはそのままでもよい。 現状、第 1 回現地ステークホルダー協議を、スコーピングワーキンググループ後に実施しているが、スコーピングワーキンググループの役割を確保しつつ、代替案を適切に設定・評価するため、案件の特性に応じ、当該ワーキンググループ前に、JICA ガイドラインが求めるスコーピング段階の第 1 回現地ステークホルダー協議を実施することも許容する。 この場合、当該ワーキンググループの助言を踏まえ、調査方針又は代替案の内容に重要な変更が生じる場合には、変更	林委員	コメントありがとうございます。ご指摘を踏まえ、運用方針 C）を修正しております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じてスコーピング段階の現地ステークホルダー協議を改めて実施する。（コ）		
51	スライド 18	バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業 SC 案における RAP のステークホルダー協議では、予定されていたセンサス調査を、ワーキンググループ会合後に行うよう調整することは可能だったでしょうか。ステークホルダー協議とワーキンググループ会合の順序について、事前に留意、配慮することで、ある程度規則性を保つことが期待できるのか、補足の説明をお願いします。（質）	二宮委員	ご指摘の案件では、調査工程上、スコーピングワーキンググループの開催を待ってセンサス調査を開始することは困難であり、その前に第 1 回ステークホルダー協議を実施し、RAP 調査を開始する必要があったものと理解しています。 他方、第 1 回ステークホルダー協議とスコーピングワーキンググループの順序については、一律に定めるのではなく、調査内容、現地事情、案件形成スケジュール等を踏まえて判断することを想定しています。
52	スライド 21,24	ステークホルダーからの意見聴取はスコーピング段階のワーキンググループで検討する代替案の設定や評価に非常に重要な情報収集であることから、SNS などの IT ツールを活用して効率的に行う工夫をし、その後 WG 検討を経て、従来通り意味ある協議の要件を満たすスコーピング段階の現地ステークホルダー協議を、SNS での一次的な収集情報とそれを踏まえた代替案を示して行うことで、ステークホルダーの理解や納得が非常に高まるのではないかと思われます。ミーティングの開催告知に Whats App などのアプリが使われているということなので、今後これらのツールをステークホルダーからの意見聴取にも有効活用することを検討することは意味があると思われます。（コ）	二宮委員	コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、SNS 等のデジタル技術を活用してステークホルダーから幅広く意見を収集することは、有意義であると考えます。この点については、運用方針 A）にも示しています。 一方、SNS 等を通じた意見収集を現地ステークホルダー協議に先立って行うか、または同協議と並行して行うか等については、デジタル環境へのアクセス、対象となるステークホルダーの特性、調査工程等を踏まえ、個別案件ごとに判断することを想定しています。いずれの場合も、デジタル技術による意見収集が、JICA ガイドラインが求める意味ある協議を補完し、その質を高めるものとなるよう、適切な活用方法を検討してまいります。
53	P24	スコーピング段階の WG 前に第 1 回現地 SH 協議を実施することは、現地 SH のニーズを踏まえた代替案の設定や評価項目の選定に有益な方法であると考えられます。日本の環境アセスでも、方法書段階の説明会と意見募集は方法書に係る審議会の開催前に実施されることとなっています。一方で、WG の結果を踏まえて、第 1 回現地 SH 協議で説明された内容に変更が生じることは自然なことなので、それを踏まえた継続的な SH のエンゲージメント計画が考えられ	柴田委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ていることが重要と思われます。（コ）		
54	P20 P25-9	「スコーピングワーキンググループに先立って実施できる調査には限度がありうる旨説明し」とあるが、ADB や WB など他の援助機関ではどのように扱われているのか。（質）	東（佳）委員	世界銀行及び ADB では、ステークホルダー協議を案件形成や環境社会評価の早期段階から開始し、事業の準備・実施を通じて継続することとしています。スコーピング段階においても、主要なステークホルダーを特定し、潜在的な影響、地域の懸念、代替案、調査範囲等について意見を聴取することが基本とされています。 なお、世界銀行や ADB には、JICA の助言委員会に直接対応する制度がないため、スコーピングワーキンググループ前に実施する調査の範囲について、両機関の運用と直接比較することは困難です。
55	P18 から 21, P24	「案件の特性に応じ、ワーキンググループ前に、JICA ガイドラインが求めるスコーピング段階の第 1 回現地ステークホルダー協議を実施することも許容する」との方針には賛成するが、日程・予算面の制約や人的資源の問題はどう解決するのか。（質）	東（佳）委員	ご指摘の日程、予算及び人的資源上の制約も踏まえ、第 1 回ステークホルダー協議をスコーピングワーキンググループ前に実施することが困難な場合には、その開催を一律に前倒しすることは想定していません。その場合は、スコーピングワーキンググループ後に、第 1 回ステークホルダー協議を実施することになります。
56	P9 P27	「ガイドライン別紙 5 を新設し、ステークホルダーとの協議の際に重要な項目を世銀 ESS10 を参考に整理する」とあるが、やや高圧的な表現は、借り手側をかえって C 国寄りに向かわせる結果になりかねないのではないか。（コ）	東（佳）委員	コメントありがとうございます。
57	p.18-21, 24	論点 C「スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期」について、挙げられている 3 つの案件と、今回提案されている運用方針との関連が必ずしも明確でないように思われます。1 つ目の「バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業」は、スコーピング WG 前にステークホルダー協議を実施したことを積極的に評価するというよりも、むしろ調査上の必要性からやむを得ずスコーピング WG 前にステークホルダー協議が行われたものの、「本来は同会合（スコーピング WG）における議論を反映し、協力準備調査の方針を策定した上でステークホルダー協議を開催することが望ましかった」ことを示している事例と理解しました。一方、「バングラデシュ国チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備事業」及び「カンボジア国国道 1 号線・	東（智）委員	ご指摘の 3 つの事例は、案件の特性や調査工程によっては、スコーピングワーキンググループ前に、現地ステークホルダー協議を含む一定の現地調査や情報収集が必要となる場合があることを示すものです。 今回の運用方針は、ワーキンググループ前の協議実施自体を目的とするものではありません。スコーピングに必要な情報を十分に収集した上で第 1 回ステークホルダー協議を実施できる案件について、ステークホルダーの意見を反映したスコーピング案をワーキンググループで検討する手順を、選択肢として認めるものです。 したがって、必要な調査や情報収集を省略し、十分な情報がない段階で形式的に協議を実施することは想定していません。調査工程、現地状況、予算等の制約によりワーキンググループ前の実施が困難な場合には、従来どおり、ワーキンググループ後にその議論を反映

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		メコン架橋整備事業」が示しているのは、WG 前に一定の現地調査・情報収集が必要とされる場合があるということであり、そのことと現地ステークホルダー協議の実施時期とは、必ずしも直接結び付かないように思われます。 その一方で、今回の運用方針では、案件の特性に応じて WG 前に第 1 回ステークホルダー協議を実施することを許容するとされています。これら 3 つの事例から、WG 前に「現地情報を収集すること」と「正式なステークホルダー協議を実施すること」をどのように結び付けて、この運用方針を導いたのでしょうか。また、WG 前の現地情報の収集が必要な場合に、なぜ正式なステークホルダー協議を WG 前に実施する必要があるのでしょうか。（質）		してステークホルダー協議を実施します。
58	p.24	スコーピング段階の早い時期からステークホルダーに情報を提供し、意見を聴取すること自体は重要です。一方で、スコーピング WG 前にステークホルダー協議を実施する場合、地域住民等のステークホルダーが、より十分な情報を得た上で意見を表明し、事業計画や代替案について協議する機会が失われることが懸念されます。この点を踏まえると、スコーピング WG 前のステークホルダー協議については、原則として前倒しを認めるのではなく、まず現行の手順を基本とした上で、調査上の明確な必要性がある場合に限って例外的に認めるという考え方が適切ではないでしょうか。 また、現在の運用見直し案では、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議を改めて実施するのは、「ワーキンググループの助言を踏まえ、調査方針又は代替案の内容に重要な変更が生じる場合」とされています。しかし、調査方針や代替案の内容に重要な変更が生じていない場合であっても、WG での議論を踏まえた情報を含め、より十分な情報を提供した上で、ステークホルダーが改めて意見を表明する機会を確保することが必要ではないでしょうか。WG 前に	東（智）委員	コメントありがとうございます。 スコーピングに必要な情報を早期に収集するとともに、その結果にステークホルダーの意見を適切に反映することは重要であると考えています。また、スコーピングワーキンググループ前に第 1 回ステークホルダー協議を実施することにより、調査の早い段階から地域住民等の意見を把握し、その内容をスコーピングや代替案の検討、さらにはワーキンググループでの説明や議論に反映できるという意義があります。 一方、今回の運用方針は、スコーピングワーキンググループ前の協議を一律に前倒しするものではありません。スコーピングに必要な情報が得られている場合には、案件の特性や調査工程に応じて、スコーピングワーキンググループ前に第 1 回ステークホルダー協議を実施できるようにするものです。したがって、例外的な取扱いではなく、情報の充足状況等を踏まえて適切な実施時期を判断することを想定しています。 また、スコーピングワーキンググループ前に第 1 回ステークホルダー協議を実施した場合であっても、ワーキンググループの助言を踏まえて調査方針又は代替案に重要な変更が生じた場合には、改めて協議を実施します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		協議を行う場合には、変更の有無にかかわらず、WG 後にも必要に応じて協議を行うなど、ステークホルダーが十分な情報に基づいて実質的に意見を表明できることを担保する仕組みが必要と考えます。（コ）		
59	19	案件 2-1 として紹介されている事例について、ルート選定のための代替案を検討する際に必要な情報の一つとしてゾウの生息域があり、その生息状況を把握するための調査が、スコーピング段階の WG より前に実施されていることが望ましかったのではないか、という指摘があった、と理解しました。 そのため、代替案の選定と、そのために必要な情報をどの段階で把握しておくべきかという論点との関係が比較的強いように感じました。一方で、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期(C)との関係については、もう少し見えるとより理解しやすいように思います。（コ）	石田委員	コメントありがとうございます。上記 No. 57 の回答をご参照ください。
60	3、10、18～21、24	ステークホルダー協議及び社会的弱者からの意見聴取については、協議を実施する時期だけでなく、案件のライフサイクル全体を通じて、ステークホルダーがどのような形で環境社会配慮に関与できるかという観点から検討することも重要と考えます。 例えば、スコーピング段階での意見聴取、調査への参加、事業実施後の環境モニタリング等、案件の段階に応じてステークホルダーが担える役割は異なります。必ずしも早い段階で協議を行うことが、より実質的な参加につながるとは限らず、事業の特性や地域の状況に応じて、どの段階でどのような役割を担ってもらうことが、ステークホルダーの知識や経験を活かし、環境社会配慮の実効性を高める上で最も有効なのかを検討することが重要ではないでしょうか。 この観点から、第一回現地ステークホルダー協議の実施時期についても、単に工程上の制約として捉えるのではなく、案件のライフサイクル全体におけるステークホルダー参加	石田委員	コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、ステークホルダー参加については、第 1 回ステークホルダー協議の実施時期だけでなく、案件のライフサイクル全体を通じた関与という観点から検討することが重要と考えます。 一方、ステークホルダーが調査、環境社会配慮の実施、モニタリング等において担う具体的な役割や関与の方法は、案件の特性、地域の状況、相手国の実施体制等によって異なります。このため、第 1 回現地ステークホルダー協議の実施時期を含め、案件のライフサイクル全体を見据えながら、個別案件ごとに適切な参加のあり方を検討することが適当と考えます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		のあり方との関係で検討してはいかがでしょうか。（質・コ）		
その他				
61	5	現地ステークホルダー協議に先立つ「ステークホルダー分析」の分析項目は何か。当分析結果は今回の三つの運用見直し論点 A~C とどう関わるのか。（質）	長谷川委員	ステークホルダー分析は、ステークホルダーとの協議プロセスの初期段階において行うプロセスです。 ステークホルダーの特定及び分析の在り方自体を、今回の運用見直しにおける独立した検討事項とすることは想定していません。一方、その分析結果は、ステークホルダー協議の対象者、実施時期、開催方法、周知方法、社会的弱者への配慮等を検討する際の基礎となるため、論点 A～C に共通する前提として関係するものと考えています。引き続き、個別案件の特性に応じ、案件形成の過程で適切に検討してまいります。
62		近年では、開発後長期間にわたって土地利用や影響を固定化する可能性のある、インフラの開発や都市再開発などにおいて、地域の重要な意思決定に関わる人物（地域組織の長など）の参加に加え、学生や若年層を対象としたワークショップなどもよく用いられる様になってきました。他にも、マスタープランなどの上位計画の作成においては、無作為抽出などを用いた熟議型の参加手法も用いられます。例えば、JICA の協力事業の場合、都市交通の開発に関連して地域の若者を対象としたり、灌漑設備の整備に関連して若手の農業従事者を対象としたりするなどのフォーカスグループインタビューなども、必要に応じて検討いただけると良いと思います。（コ）	柴田委員	ご意見参考にいたします。
63	全般	全体として、調査団コンサルタント側により大きな負荷がかかる内容になっていると思料する。（コ）	東（佳）委員	コメントありがとうございます。ご指摘の点については、引き続き配慮いたします。なお、今回の運用方針に掲げている第 1 回ステークホルダー協議開催時期の柔軟化については、コンサルタントからのアンケート結果も踏まえて検討しております。
64	全般	全体として、C 国によるインフラプロジェクトを競争相手と位置づけ、より質の高い ODA の実現を視野に入れたガイドライン策定となっているか。（質）	東（佳）委員	本ガイドラインは、特定国のインフラプロジェクトを競争相手として位置付けるものではありません。本ガイドラインの目的は、相手国等による適切な環境社会配慮を促すとともに、JICA による環境

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				社会配慮の支援及び確認について、透明性、予測可能性及び説明責任を確保することにあります。 その上で、本ガイドラインは、人間の安全保障、「誰ひとり取り残されない」包摂的な開発、環境社会影響の回避・最小化、ステークホルダーの意味ある参加、情報公開等を重視しています。また、「質の高いインフラ投資に関する原則」等を踏まえ、インフラ投資に環境社会配慮を統合する考え方を採用しています。 したがって、特定国との競争を直接の目的とするものではありませんが、こうした環境社会配慮を着実に実施することにより、事業の持続可能性、包摂性、透明性及び開発効果を高め、日本の ODA 及びインフラ協力の質と信頼性を確保することにつながると考えています。
65	全般	JICA には「環境社会配慮ガイドラインに基つく異議申し立て制度」がありますが、ステーキホールダー段階での聞き取り不足による異議申し立ては全体の何割くらいでしょうか？（質）	東（佳）委員	ステークホルダーの範囲、協議、情報提供、住民との対話等の不十分さを理由とした異議申立てはあったと考えておりますが、これらを直接の理由として JICA 環境社会配慮ガイドラインの不遵守が認定された事例はありません。過去、審査役の報告の中で改善点が指摘されたことはありますが、個別案件にかかるものであり、JICA としては、引き続き JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守確保に取り組みます。
66	FAQ 17	当該ページの最後のコラム「ステークホルダー協議を計画実施する際の留意点・・・」。これは、ステークホルダー協議に関する質問、という項目の中で冒頭（あるいは、冒頭から 2 番目）に持ってくる方がおさまりが良いように思えますが、いかがでしょうか。（コ）	石田委員	ご意見参考にいたします。